

配偶者からの暴力をなくすために！

◎支援センターはどこにありますか？

配偶者からの暴力の防止、被害者の保護などを目的として、鳥取県では配偶者暴力相談支援センターなどが設置されています。

配偶者からの暴力をなくすため、ご相談をお待ちしています。

年度は180施設と2・1倍に増加しました。

支援センターや警察などが受け付けた被害者からの相談件数は、平成14年度の67,252件から平成19年度は94,273件と1・4倍に増加しました。

◎法が整備されています！

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年）は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護をはかることとしています。

◎状況は変化しています！

婦人相談所における被害者の一時保護件数（委託を含む）は、平成14年度の3,974件から平成19年度は4,549件と1・1倍に増加しました。

○住宅の確保として
被害者の公営住宅の入居については、事業主体である地方公共団体の判断により、優先入居、単身入居及び目的外使用の取扱を実施

○子どもへの就学
教育委員会や学校は、被害者の子どもの就学（転校）に当たっては、子どもの転校先や住居地などの情報を適切に管理

○住民基本台帳の閲覧などの制限
住民基本台帳の閲覧などの制限については、被害者から申し出を受けた市町村長は、支援措置の必要性について警察などの意見を聞き、確認した上で実施

全国で法律制定後の状況変化をみると、配偶者暴力相談支援センターは、平成14年度の87施設から平成20

実施
○就業の促進として
公共職業安定所における被害者の状況に応じたきめ細かい就業支援の実施

選挙人名簿の抄本の閲覧についても、住民基本台帳の閲覧などの制限措置と同様の取扱い

と き ： 8月20日（木）	講 師 ： 繁原美保さん (男女共同 参画センター・よりん彩 相談員)
から 21時まで	テーマ： ～男女共同参画で考え方～
19時 30分	見 聴 き 者 の 意 見 を 確 認 し た 上 で 実 施
ところ：保健福祉センターなわ (御来屋467)	

県内で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設を紹介します。

○鳥取県婦人相談所

☎ 0857-27-8630

○鳥取県西部総合事務所福祉保健局

☎ 0859-31-9304

○鳥取県中部総合事務所福祉保健局

☎ 0858-23-3147